（報酬受領の禁止）

第四十三条の三　特定募集情報等提供事業者は、その行つた募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者から、当該募集情報等提供に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならない。

（事業の停止）

第四十三条の四　厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が第五条の五、前条若しくは第五十一条の規定又は第四十八条の三第一項の規定に基づく命令に違反したときは、期間を定めて当該特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（事業概況報告書の提出）

第四十三条の五　特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行う特定募集情報等提供事業の実施の状況を記載した事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（事業情報の公開）

第四十三条の六　募集情報等提供事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うように努めなければならない。

（苦情の処理）

第四十三条の七　募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

２　募集情報等提供事業を行う者は、前項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

（募集情報等提供事業を行う者の責務）

第四十三条の八　募集情報等提供事業を行う者は、労働者の適切な職業の選択に資するため、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（地方公共団体の行う募集情報等提供事業）

第四十三条の九　地方公共団体が募集情報等提供事業を行う場合のこの法律の規定の適用については、第五条の五第一項及び第四十三条の三中「特定募集情報等提供事業者」とあるのは、「特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体」とし、第四十三条の二、第四十八条、第四十八条の二及び第四十八条の三第一項の規定は、適用しない。

第四十八条中「、第五条の四」を「から第五条の五まで」に、「第四十二条の二」を「第四十三条の八」に改め、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（事業者団体等の責務）

第四十七条の三　職業紹介事業者又は募集情報等提供事業を行う者を直接又は間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）とする団体（次項において「事業者団体」という。）は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。

２　国は、事業者団体に対し、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。

第四十八条の三第一項中「募集受託者」の下に「、募集情報等提供事業を行う者」を加え、同条第二項中「第五条の五第三項」を「第五条の六第三項」に改める。

第四十八条の四第一項中「募集受託者」の下に「、募集情報等提供事業を行う者」を、「応じた労働者」の下に「、当該募集情報等提供事業を行う者から募集情報等提供を受け当該募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者若しくは当該募集情報等提供事業を行う者により自らに関する情報を提供された労働者」を加える。

第五十条第一項中「募集情報等提供事業を行う者」の下に「（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）」を加え、同条第二項中「募集受託者」の下に「、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）」を加える。

第五十一条第一項中「募集受託者」の下に「、特定募集情報等提供事業者」を加える。

第五十一条の二中「特定地方公共団体並びに」を「特定地方公共団体及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体並びに」に、「及び特定地方公共団体の業務に従事する者」を「、特定地方公共団体の業務に従事する者及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体の業務に従事する者」に改める。

第六十三条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき。」に改める。

第六十四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　第四十三条の四の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令に違反したとき。

第六十五条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「又は第四十条」を「、第四十条又は第四十三条の三」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「行つた者」を「行つたとき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「募集」の下に「、募集情報等提供」を加え、「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十三条の二第一項の規定による届出をしないで、特定募集情報等提供事業を行つたとき。

第六十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「置かなかつた者」を「置かず、」に、「作成した者」を「作成したとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七　第四十三条の二第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

八　第四十三条の二第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第三条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条―」を「第十四条の二―」に改める。

第十条の三第一号中「の提供、」を「を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて」に、「の確保」を「を確保すること」に改め、同条に次の一項を加える。

２　事業主は、前項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する場合には、キャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとする。